

学位記番号

※ 第 42 号

主 論 文 の 要 旨

論文題目 うつ病女性・健常女性における家事労働・賃金労働上の
ストレス要因

氏 名 星野 藍子

論 文 内 容 の 要 旨

I. 序論

現在、精神科リハビリテーションの分野においては、うつ病により賃金労働を休職した男性に対する復職支援が多く行われている。一方で女性に特化した支援はほとんど行われていない。女性のうつ病罹患率は男性の2倍であり、支援を必要とする対象者は多い。加えて女性の労働には家事労働という要素が含まれており、新たな支援方法の開発が必要であると考えられる。また支援方法の開発には介入の標的となる対象者の抱える問題点、すなわち労働上のストレス要因の解明が必要である。家事労働の領域では複数の先行研究が実施されているが、その数は賃金労働と比較すると圧倒的に少なく、またいくつかの問題点を有している。そこで本研究は、それらを踏まえ、3つの視点から調査を実施する。

一点目として、労働の持つストレス要因に着眼して、賃金労働・家事労働を全体から捉えられるような評価表を作成し、信頼性を確認する。また二点目として、その調査表を用いて調査を実施し、うつ病女性の労働上のストレス要因特徴を、健常者と比較することで明らかにする。三点目として賃金労働及び家事労働におけるストレス要因の中からうつ病に影響を及ぼすと考えられる要因について検討を行う。

II. 研究の概要と結果

評価表の作成後、うつ病患者群、健常群の二群を設定し、さらに就労あり条件、なし条件の2条件で計4群の対象者を設けた。研究は以下のように4つに分けて実施し、賃金労働と家事労働、うつ病と健常、就労の有無という条件間で比較を行った(図1)。

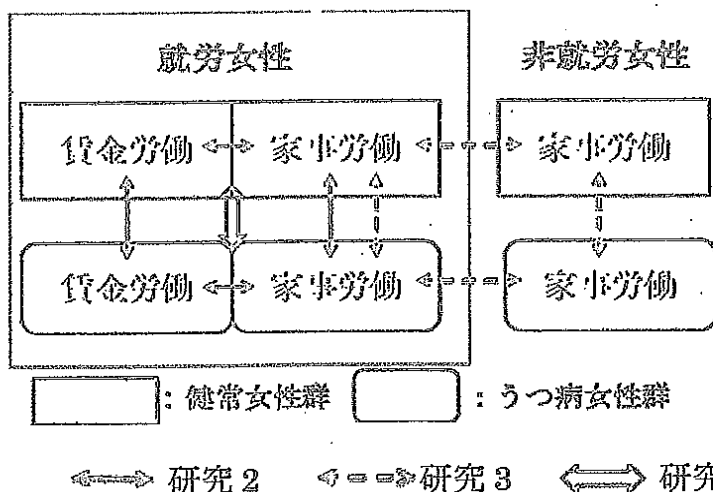
研究1 家事労働版 NIOSH 調査票の作成と予備調査

研究2 就労女性のストレス要因の特徴の解明

研究3 家事労働のストレス要因の特徴

研究4 就労うつ病女性の判別に関連する労働上のストレス要因の解明

図1) 研究概要 (各矢印部分が各研究時の比較検討箇所に対応する)



III 研究内容

3.1 研究1 家事労働版 NIOSH 調査票の作成と予備調査

目的: 賃金労働上のストレス要因を調査する NIOSH 職業性ストレス調査票を家事労働版に改定し、その信頼性について検討する。

方法: NIOSH 職業性ストレス調査票の中で家事労働と賃金労働、同一の視点を持って比較検討できる尺度部分を抽出し、家事労働版 NIOSH 調査票 (70 項目) を作成した。またその信頼性の調査として、30 名の健常女性に設問の適切性と NIOSH 職業性ストレス調査票との視点の一致について調査を実施した。その結果 2 割以上の対象者が不適切、視点の不一致を答えた設問については削除した。

結果: 5 項目が内容の適切性を確保できず、6 項目が視点の一致性を確保できなかった。11 項目を除いた 59 項目を家事労働版 NIOSH 調査票として研究 2 以降で使用した。

3.2 研究2 就業女性のストレス要因の特徴の解明

目的: うつ病の女性が賃金労働、家事労働において、それぞれどのようなストレス要因を抱えているか、また家事労働は賃金労働と比較するとどのようなストレス要因特徴があるかという点について明らかにする

方法: うつ病就業女性 45 名、健常就業女性 45 名を対象とし、無記名アンケート調査を実施した。調査内容は賃金労働上のストレス要因を調査する NIOSH 職業性ストレス調査票、家事労働版 NIOSH 調査票、基礎情報とした。NIOSH 職業性ストレス調査票、家事労働版 NIOSH 調査票は同一の 7 尺度 (裁量権、技能の低活用、認知的要求、対人葛藤、社会的支援、労働負荷の変動、量的労働負荷) から構成されており、要因別の得点算出が可能である。それぞれの調査票の要因別得点について、被験者内因子を賃金労働・家事労働、被験者間因子を健常群・うつ病群として二要因混合計画の分散分析を実施した。

結果：「量的労働負荷」において交互作用が見られ、うつ病群の賃金労働において有意に高い値となった。また「裁量権」、「認知的要求」、「労働負荷の変動」において賃金労働の主効果が見られ、「社会的支援」においては家事労働の主効果が見られた。また「認知的要求」を除く6要因においてうつ病群の主効果が見られた。

考察：賃金労働の量的な負荷について、うつ病女性が特異的に負担を感じていることが明らかになり、その負担の軽減については客観的な評価が必要であると考えられる。また賃金労働と比較すると家事労働は社会的な支援が不足しやすく、特にうつ病女性は支援が不足していることが示唆された。支援提供者の人数が少ないことが予測される家事労働内でどのように支援者を確保するかという点が課題である。

また裁量権は家事労働で低ストレスであると解釈される。しかし裁量権の高い労働がうつ病女性にとってストレスの低い労働であるという点については、うつ病患者の認知能力の低さや判断力の低下などにより、必ずしも該当しない可能性があり、今後より詳細な調査が必要であると考えられる。

3.3 研究3 家事労働のストレス要因の特徴の解明

目的：うつ病女性が家事労働においてどのようなストレス要因を抱えているか、またそれが就労の有無によってどのような特徴を持つかという点について明らかにする。

方法：うつ病就労女性45名、うつ病非就労女性35名、健常就労女性45名、健常非就労女性35名に無記名アンケート調査を実施した。調査内容はNIOSH職業性ストレス調査票、家事労働版NIOSHストレス調査票、基礎情報とした。各評価表の要因別得点について2元配置分散分析を実施した。

結果：「技能の低活用」において交互作用が見られ、健常就労女性において有意に低いストレスであることが示された。また「労働負荷の変動」、「量的労働負荷」で賃金労働の主効果が見られ、「裁量権」、「対人葛藤」、「社会的支援」においてうつ病群の主効果が見られた。

考察：うつ病患者における家事労働上の社会的支援の少なさが示唆された。家事労働での支援確保の困難さが予測される。またその少ない支援提供者にうつ病をいかに理解してもらおうかという点も重要であると考えられる。うつ病群では対人葛藤のストレスも高い状況を示し、このような背景が社会的支援を減少させる可能性も考えられる。また就労している状況では家事労働量もストレスになることも示唆され、研究2の結果を踏まえると、就労女性の場合は両方の労働の量的負担軽減が必要であると考えられる。また裁量権については、うつ病患者で高ストレスが示され、研究2と同様に、ストレスとの関係性について検討が必要であると考えられた。

3.4 研究4 就労うつ病女性の判別に関連する労働上の要因

目的：うつ病との関連性が大きいことが予測される、うつ病群と健常群を判別する賃

金労働、家事労働上の因子について明らかにする

方法：研究2で得られたデータを利用し、解析を行う。研究2のうつ病群の対象者に除外条件（抑うつ尺度 CES-D16 点以下の者を除外）を追加し、35名の対象者とした。健常群については研究2のデータからランダムに35名を抽出した。

解析：うつ病の判別に関連する要因を抽出するため、うつ病の有無を従属変数とした2項ロジスティック回帰分析を実施した。独立変数は NIOSH 職業性ストレス調査票の7尺度別得点と家事労働版 NIOSH 調査票の7尺度別得点、基礎情報（年齢・各労働時間）とし、変数の絞り込みを実施した。その結果得られた有意な5変数（NIOSH 職業性ストレス調査票の「裁量権」・「社会的支援」・「量的労働負荷」の尺度得点、家事労働版 NIOSH 調査票の「社会的支援」の尺度得点、基礎情報における「家事労働時間」）を独立変数、うつ病の有無を従属変数とし、強制投入法による二項ロジスティック回帰分析を実施した。

結果：Hosmer-Lemeshow の検定 $p=0.995$ 、判別率 92.3%、危険率 1% で有意な回帰式を得た。オッズ比より、賃金労働、家事労働両者における社会的支援が大きな影響を及ぼしていることが示唆された。

考察：賃金労働・家事労働の両方における社会的支援の不足がうつ病に大きな影響を及ぼしていることが示唆された。賃金労働では支援が提供されつつあるが、実際にはうつ病女性はその不足を感じていることがわかった。家事労働については、どのような支援が適切な支援となるかという点についての報告は少なく、実際に必要とされる支援の形態や内容についても明らかになっていない部分が多い。両者についてより踏み込んだ調査とそれに基づく介入が必要であると考えられる。

IV. 全体考察

研究1~4を踏まえ、全体考察では支援において着眼すべき点について述べる。賃金労働を中心とする量的な労働負荷、賃金労働・家事労働両方における社会的支援の不足が重要な点として挙げられた。また家事労働における裁量権の発揮については本来利点である労働特性を認知機能の問題等からうつ病患者がうまく利用できず高ストレスとなっている可能性が示唆された。これらから各労働量のマネジメント、適切な支援システムの構築、家事労働の持つ利点を活かすための認知的機能の改善が支援のポイントとして挙げられる。これらを活かし、今後は介入プログラムを作成し、その妥当性について検討していきたい。

V. 本研究の限界と課題

本研究では賃金労働で使用される評価表の NIOSH 職業性ストレス調査票を改編したため、家事労働についての要因を網羅できていない可能性が考えられる。また NIOSH 職業性ストレス調査票での背景理論が家事労働では異なっている可能性もある。しかし本調査では今まで家事労働のストレス要因を測定する尺度が作られていない中で、一つの理論背景をもった調査票に則り比較を行ったことに意義を持つ。今後より多面的に踏み込んだ調査を展開していく必要が考えられる。